

水資源開発公団営事業 群馬用水施設緊急改築地区

事業の概要

本事業は、水資源開発公団営群馬用水事業(昭和 38 ~ 44 年度)により造成された施設のうち、老朽化の状況や耐震性能などの観点から、緊急に対策が必要な取水施設 1 ヶ所、幹線水路 7.5km、揚水機場 6 ヶ所等の改築を行うものである。

目的・必要性

群馬用水施設は、赤城山麓及び榛名山麓の農地約 7,500ha に対して農業用水を供給し、前橋市外 17 市町村に水道用水を供給する国民生活にとって重要な施設である。

しかし、群馬用水施設は造成後 30 年以上が経過しており、老朽化・劣化や機能低下が著しく、かつ、強度の地震に対する耐震性能が十分でない施設もあり、用水ポンプの停止や水路の損壊等が発生した場合、断水や出水に伴う多大な被害が懸念される。

このため、本事業では、緊急に対策が必要な施設を改築し、用水の安定供給と施設の安全性の確保を図るものである。

費用対効果分析の結果

効 用(百万円/年) : 維持管理費の節減	1 0 3 百万円
施設更新による従前の農業生産の維持	1 , 2 8 3 百万円
計	1 , 3 8 6 百万円

費用便益比	1 . 0 1
便 益	1 8 , 5 8 4 百万円
総事業費(農業分)	1 8 , 4 2 2 百万円

注) 数値は、水資源開発公団法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

検 討

本事業による施設改築により、施設機能が回復し用水の安定供給と施設の安全性が確保されるとともに、維持管理費が節減され、農業の持続的な発展が図られる。

なお、施設の改築にあたっては周辺環境と調和した施設の整備を行うとともに、工事実施期間中においても振動や騒音、河川の水質への配慮など周辺環境への配慮を行うこととしている。

日程・手続

水資源開発促進法第 4 条及び水資源開発公団法第 19 条に基づき、平成 14 年度中に主務大臣から事業実施方針の指示がされる予定である。

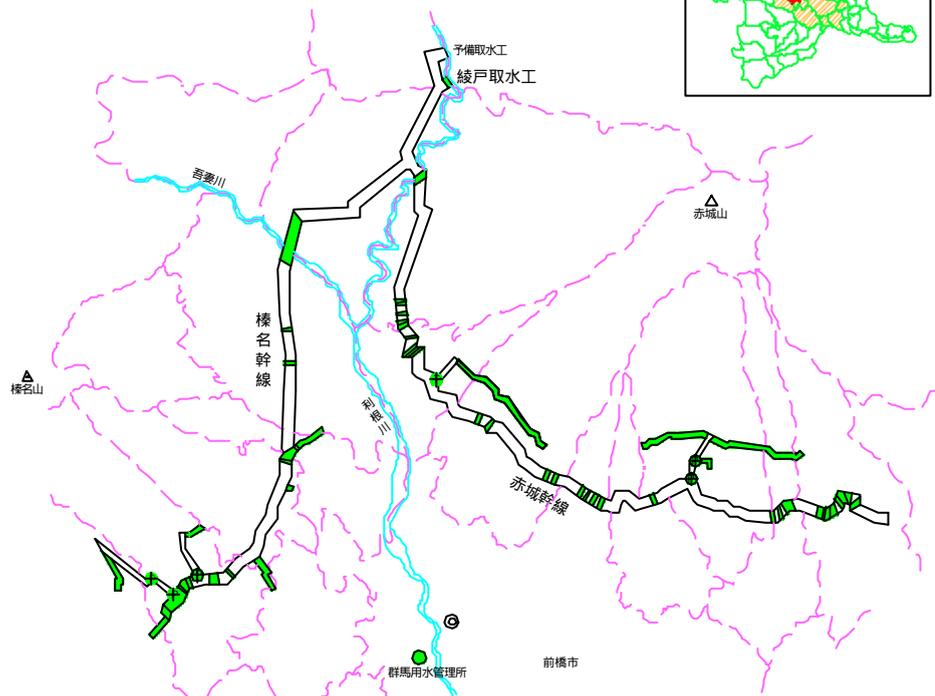
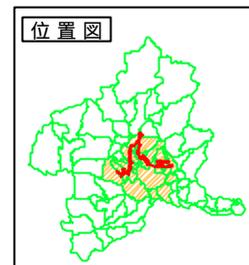
事業に対する意見

平成 13 年 2 月	関係市町村、土地改良区等から成る群馬用水二期事業推進協議会総会にて緊急改築案について合意。
平成 13 年 3 月	関係市町村から成る県央第一・第二水道受水団体連絡協議会において、平成 14 年度事業化について合意。
平成 13 年 9 月	群馬用水土地改良区総代会において、平成 14 年度新規着工要望を決議。
平成 13 年 11 月	群馬用水二期事業推進協議会が関係省庁に対し、平成 14 年度着工を要望。

概要図

1. 受益面積	7,449 ha	
2. 受益者数	13,226人	
3. 主要工事計画	取水施設	1式
	幹線水路	開水路・サイホ・暗渠 7.5km
		水路橋 16箇所
		調整池 1式
	揚水機場	6機場
	支線水路	16.5km
4. 公団営総事業費	(24,400)	()は都市用水を含む共同事業費
	18,422 百万円	

事業概要図
(群馬用水施設緊急改築地区)



 が本事業分である。

平成14年度新規地区採択チェックリスト(水資源開発公団営事業)

(局名:農村振興局)(地区名:群馬用水施設緊急改築)

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。	・農業生産性の向上、農業総生産額の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること。	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

平成14年度新規地区採択チェックリスト(水資源開発公団営事業)

(局名:農村振興局)(地区名:群馬用水施設緊急改築)

2.評価事項

項目	評価の内容	判定
1.事業で達成する目標に関する事項	I地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。 II農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件整備を行う必要がある。 III関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 IV高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2.事業内容に関する事項	I事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 IIコスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。 IV老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を図るものであること。 V一般被害等の軽減にも寄与するものである。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3.事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I地元の事業推進体制が整備されている。 II関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 IV関連する他事業との調整が図られている。 V施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。